

富士宮市イメージキャラクター等の使用基準

(目的)

第1条 この使用基準は、富士宮市イメージキャラクター（さくやちゃん及びフーちゃんをいう。以下同じ。）及び富士宮市キャッチフレーズ（以下「キャラクター等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(活用)

第2条 キャラクター等は、富士宮市の魅力を広く市内外にPRするため、印刷物、広報紙その他の媒体を用いて積極的に活用するものとする。

(使用条件)

第3条 キャラクター等の使用は、次に掲げる事項を満たすことができるものに行うものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 市の信用又は品位を害するものでないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあるものでないこと。
- (4) イラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるものでないこと。
- (6) イラストの著しい変形等により、イラストのイメージを損なうものでないこと。

(承認の申請)

第4条 キャラクター等を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、富士宮市イメージキャラクター等使用承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の承認申請書を受理したときは、その適否を審査する。使用を承認することを決定したときは富士宮市イメージキャラクター等使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、使用

が不適當としたときは富士宮市イメージキャラクター等使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、キャラクター等の使用を承認するに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用承認の取消し）

第6条 市長は、承認申請書の内容に虚偽があるときその他その使用が活用の趣旨にそぐわないと認めるときは、キャラクター等の使用の承認を取り消すことができる。

（補則）

第7条 この使用基準に定めるもののほかキャラクター等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年6月6日企画部長決裁）

この使用基準は、企画部長決裁の日から施行する。

附 則

この使用基準は、令和3年4月1日から施行する。